

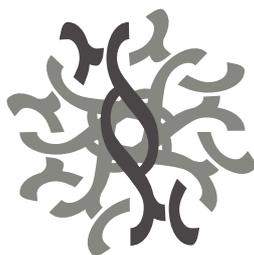


ニュースレター2022年第5号

デュッセルドルフ・エッセン・フランクフルト・ミュンヘン、
2022年5月2日

ECJ、ドイツ裁判所の「Harnkatheter-set」(尿道用カテーテルセット)判例法を
否定 - 特許権による予備的禁止命令も事前の争
訟手続きなしに可能

統一特許裁判所の公開運用に関する議論



M I C H A L S K I · H Ü T T E R M A N N
P A T E N T A N W Ä L T E

ECJ、ドイツ裁判所の「Harnkatheterset」(尿道用カテーテルセット) 判例法を否定 - 特許権による予備的禁止命令も事前の争訟手続きなしに可能

欧州司法裁判所は、Munich地方裁判所¹からの付託を受け、予備的禁止命令の許可に事前の争訟手続きを必要とする判例法が、執行指令に適合しないという壮大な審決を下した²。壮大な審決と呼ばれている理由は、法務官によって最初に見解が出される通常の手続きを迂回して、加速された手続きで行われたからというのである。Munich地方裁判所からの付託から、約15カ月しか経っていない。その審決は、Duesseldorf地方裁判所の審決により³「Harnkatheterset」という審決に始まり、その後Mannheim/Karlsruhe⁴とMunich⁵の裁判所が追随した。

ドイツの裁判所の判例法は、予備的禁止命令の許可のため、前の訴訟の成功や少なくとも特許の有効性に指示のようなことが必要だったと考えられているということである。

ECJの理由では、指令の第10条によれば、その目的は「加盟国の法制度を近似させ、域内市場において高く、同等で均質な保護水準を確保すること」⁶であると述べている。

個々の加盟国が財産権保有者に対してもっと強い措置をとることはできても、もっと弱い措置をとることはできないとは事実であるが、本件では以下の理由によりそうであった。

European Qualifying Examination (EQE)のCパートおよびDパートでの予科

コロナ禍の状況が許されれば、これらの予科は2022年11月24日(木)・25日(金)と12月10日(土)・11日(日)に開催される予定である。どちらの予科も内容は同じなので、1つのコースに出席すれば十分だと思われる。

この予科では、EQE試験のCパートとDパートに合格するための、適切な受験方法やミスを防ぐための戦略に注目を置いている。経験では、よく準備された試験資料があったら、合格の可能性を大幅に高める。それゆえに、この予科では、参加者に必要な方法によった知識を提供したいと思われる。この点において、こちらの予科は参加者自身がEPCの法律に関する基礎知識を準備するための補足的なものと理解されるべきである。その代わりに、EQE試験のCパートとDパートに合格するために、参加者はEPCの専門知識をできるだけ多くポイントに変換する方法を学んでいくつもりである。予科はドイツ語のみでデュッセルドルフのKaistrasse 16Aにある当社で行われ、無料で受講することができる。予科の講師はDr Torsten Exner氏、Dipl.-Ing. Andreas Gröschel氏とProf.Dr. Aloys Hüttermann氏がおる。

今からeqe@mhpattent.deに登録することができる。フルネームと勤務先を記してください。

¹ MH Newsletter 2021年第2号、2021年1月19日付21 O 16782/20 訴訟での München I地方裁判所の付託、GRUR 2021年、第3号p.466

² 2022年4月28日付EuGH審決、C-44/21

³ Duesseldorf地方裁判所、下級裁判所12, 114「Harnkatheterset」、Böhler GRUR 2011年、第11号p.965、Duesseldorf地方裁判所、2010年9月30日付 I-2 U 47/10審決「Gleitsattelscheibenbremse II」、この手法に関する批評；Wenzel, Mitt. 2016年、p.481

⁴ Karlsruhe地方裁判所「Ausrüstungssatz」-GRUR-RR 2015年、p.509

⁵ Munich地方裁判所、2019年12月12日付2 U 4009/19審決「Leiterklemme」

⁶ 審決、第37項

「現在の知的財産権の侵害を直ぐに終了させることを目指す国内手続は、その手続の適用が、(前の訴訟の成功)手続を求める国内判例が定めるような要件に従うならば、効果がなく、従って、知的財産の高度の保護という目的を無視することになる。」⁷

ECJは、執行指令が予備的禁止命令の申請の濫用に妨害するために、次のような数多くの措置を定めていると指摘している⁸:

- 特許権者に本案訴訟への移行を強制できる
- 保証の設定
- 予備的禁止命令が取り消された場合、損害賠償が免除される

ECJの意見によると、すべてが濫用に妨害するのに十分である。その結果、10年以上続いてきたドイツの裁判所の判例法が覆されることになった。Duesseldorf裁判所を含む⁹それぞれの裁判所は、以前から差止命令を出すための前提条件として、必ずしも争議手続を求めてはいなかったが、そうでない場合、ほとんど乗り越えられない難関とされていた。しかし、特許に起因する予備的禁止命令をより広く許すことにつながるかどうか、また、どの程度まで許されるかは、まだわからない。

本審決は、統一特許制度にとっても非常に重要である。なぜなら、現行版の第209規則でUPCが予備的禁止命令を許すかどうかを決定する際に、以下を考慮しなければならないと規定されているからである:

「特許が欧州特許庁の異議申立手続で維持されているか、他の裁判所の手続の対象になっている」(第209.2規則)

UPCA第20条によれば、欧州法が優先されているので、その条項が現在で無用の無意味となっており、手続規則の最終版では完全に削除する方がいいと思われる。

統一特許裁判所の公開運用に関する議論

統一特許裁判所の訴訟規則が確定する過程で、第262規則の新版の可能性について議論がなされた。

現在、第262規則では、当事者が特定の文章を提出物の閲覧から除外するよう要求しない限り、原則として裁判所のすべての提出物、命令、審決が公開されると定めている:

「(…)裁判所に提出され、裁判所が審決し、原簿が記録した文書による答弁書や 書証や審決や命令は、当事者が一定の情報を秘密にするのを要求し、そのような秘密保持の具体的理由を提供しない限り、公衆が利用できるものとする。」¹⁰

⁷ 審決、第40項

⁸ 審決、第44-47項

⁹ 例えば、Duesseldorf地方裁判所の(公開されない)2014年5月8日付4a O 65/13 9審決では、イタリアの個人的見解も十分で、また、ドイツの実用新案 DE 20 2007 019 528 U1 の予備的禁止命令も十分とされると考えられている。[こちら](#)もご覧ください。

¹⁰ 第262.1規則

Prof. Dr. Aloys Hüttermann氏は、2022年6月10日にミュンヘンで開催されていく „IPO European Conference“での統一特許裁判所の手続規則30条に関する部分で発表する予定である。

そのために、特に提出物の場合、当事者は2つのバージョン、すなわち完全版と黒塗りまたはその他の編集を施した文書の閲覧を目的としたバージョンを提出できる手順が想定されていた。そして、第三者からの要求があれば、完全版の閲覧を許可するかどうかを検討されていく¹¹。

このたび、要求があれば審決を匿名にするという規則が変更される予定が明らかになり¹²、対応する文章が：

「【審決及び命令】は、該当すれば、EUの第2016/679規則の意味における個人データの匿名化に続いて、原簿への理由ある要求があれば、一般に公開されるものとする。」

その理由は、前回の手続規則版以降、一般データ保護規則が施行され、UPCA第20条に基づく欧州法の優位性により、この規則を考慮しなければならないからということである。

特に「理由ある要求があれば」という言葉が何を意味するのか、つまり、審決が原則的に理由ある要求があればのみ公開されるべきであるという意味なのか、という論争が生じているのである。

専門委員会はその中で楽にすてみそうで、本当に規則に含まれるかどうかはまだ全くわからない関連する文章も、匿名化は要求があった場合のみ行われるべきで、そうでない場合は匿名化されていない審決が公表されるというように読み取れると考えられている。

例外的に提出書類の特定の内容を公開しないだけでなく、相手側にも非公開とすることができ、一方の代表者だけが十分な情報を得られる本当の「in camera」手続が可能になるという規則262Aを実施する予定であることに注目すべきである¹³。

結局、裁判運用がどのようになるかはわからない。

しかし、その点に関する論争は、統一特許裁判所の重要性が、より多くの関係者の間で認識されるようになったことを示しているのではないのでしょうか。最終版の手続規則の採択は、2022年7月に予定されている。

皆様のご親族、従業員、同僚、そしてもちろん皆様ご自身が、今の困難な時期に幸運でありますように願っています。

印刷所

Michalski · Hüttermann & Partner
Patentanwälte mbB

Speditionstrasse 21
D-40221 Düsseldorf
電話:+49 211 159 249 0
ファクス:+49 211 159 249 20

Hufelandstr. 2
D-45147 Essen
電話: +49 201 271 00 703
ファクス: +49 201 271 00 726

Perchtinger Straße 6
D-81379 Munich
電話:+49 89 7007 4234
ファクス: +49 89 7007 4262

De-Saint-Exupéry-Str. 10
D-60549 Frankfurt a.M.
電話:+49 211 159 249 0
ファクス: +49 211 159 249 20

このニュースレターの内容は概説だけ反映し、概説を提供するものであり、ドイツ法律相談法に基づく法律相談ではございません。

内容を完全に確認したにもかかわらず、Michalski · Hüttermann & Partner Patentanwälte mbB は、上記の情報の有効性、正確性、整合性、品質についてご引責致しません。

¹¹ 第262.2–262.6規則

¹² [こちら](#)をご覧ください。

¹³ Tilmann/Plassmann: Tilmann 「Rule 262A for a text and a discussion」、Hüttermann GRUR Int 2019年, 第11号p.1148